

岩手県告示 595 号

消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 17 条の 10 の規定による消防設備士講習を次のとおり行う。

平成 19 年 8 月 3 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 講習の会場地 区分及び日時

会場地	講習区分	日 時
盛岡市	消火設備	平成 19 年 10 月 16 日（火）午前 9 時から
	避難設備・消火器	平成 19 年 10 月 19 日（金）午前 9 時から
	警報設備	平成 19 年 10 月 23 日（火）午前 9 時から
釜石市	警報設備	平成 19 年 10 月 24 日（水）午前 9 時から
奥州市	警報設備	平成 19 年 10 月 25 日（木）午前 9 時から

2 受講対象者

- (1) 消防設備士免状の交付を受けてから 2 年以内の者
- (2) 前回受講してから 5 年以内の者

3 受講手続 受講申請書を平成 19 年 9 月 3 日（月）から平成 19 年 9 月 21 日（金）までに財団法人岩手県防災保安協会へ提出すること。

4 その他の詳細については、財団法人岩手県防災保安協会又は岩手県総務部総合防災室に問い合わせること。